

【事例】

図表 1-2-4-⑤ 緩和後の規制の必要性が説明されている例

府 省 名	国土交通省
政策評価の名称	気象業務法の一部を改正する法律案②（電気事業者が行う気象観測）
施策等の概要	以下について、気象業務法を改正する。 （略） ②（電気事業者が行う気象観測） 電気事業者が行う気象観測のうち、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測以外について、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行わなければならない対象から除外する。【気象業務法第6条】
施策等の必要性	（略）
行政の関与	（略） ②（電気事業者が行う気象観測） 観測技術の進歩等社会情勢の変化に応じて、不必要となった規制は行政の責任において緩和する必要がある。一方で、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測に対し技術上の基準を課すことは、社会的な混乱を防止するためであり、引き続き、行政の関与が必要である。
国の関与	（略） ②（電気事業者が行う気象観測） 当該規制は法律によって定められていることから、国が法改正を行い当該規制を緩和する必要がある。一方で、技術上の基準が異なる気象観測データの発表又は災害の防止への利用は、災害時の対応における社会的混乱等を招く恐れがあり、その流通や影響は広範囲な地域に及ぶことから、引き続き、国が責任をもって全国一律の技術上の基準設定を行う必要がある。
(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。	

図表 1-2-4-⑦ 分析対象期間が設定されている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	第一種廃棄物施設事業の新設に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令における第一種廃棄物施設等に係る事前評価書）
<p>4. 規制の目的、内容及び必要性等</p> <p>(1) 規制の目的</p> <p>高レベル放射性廃棄物等の最終処分を行う第一種廃棄物施設事業に係る安全規制の整備及び廃棄物施設事業者に対する核物質防護措置の保安規制の整備を行うことにより、国民に放射線による障害の影響を与えることなく高レベル放射性廃棄物等の最終処分がなされること</p>	

<p>等を目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>6. 規制の費用</p> <p>(略)</p> <p>今回の改正案の内容である埋設事業の実施にかかる特定放射性廃棄物の最終処分費用については、50年間の操業を前提として、高レベル放射性廃棄物4万本を最終処分するための費用を約2兆7728億円としている（「平成18年度資源エネルギー庁」）</p> <p>(略)</p> <p>(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。</p>

図表 I-2-4-⑧ 費用及び便益の各要素の説明例

府 省 名	文部科学省
政策評価の名称	埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定等（原子力損害の賠償に関する法律施行令案）
<p>●規制の便益分析</p> <p>○ 埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定に伴う便益分析は以下のとおり。</p> <p>【社会便益】</p> <p>高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄の事業を行う者に、予め適切な金額（高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に係る廃棄物管理に関する賠償措置額と同額の120億円）の賠償措置を講じさせることにより、万が一原子力損害が発生した場合に、被害者の権利を保護するとともに、迅速に被害者を救済することが可能となる。</p> <p>【直接便益】</p> <p>高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄の事業を行う者に、予め適切な金額の賠償措置を講じさせることにより、万が一原子力損害が発生した場合の当該事業者の財政的リスクを軽減し、事業の円滑な推進に資する。</p> <p>●規制の費用分析</p> <p>○ 埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき、原子力損害が生じた場合の賠償措置額の改定に伴う費用分析は以下のとおり。</p> <p>【遵守費用】</p> <p>高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う事業者が負担する制度遵守のための主な費用として、</p> <p>①原子力事業者が政府と締結する<u>原子力損害賠償補償契約に係る経費</u>、及び</p> <p>②原子力事業者が民間保険事業者との間で締結する<u>原子力損害賠償責任保険契約に係る経費</u>が挙げられる。</p> <p>当該廃棄事業を行う事業所一ヶ所当たりの費用に関し、</p> <p>①については、$12,000,000,000$（賠償措置額）$\times 5/10,000$（年間料率）$= 6,000,000$（年額600万円）</p> <p>②については、当該契約が民間契約であることから、現時点において正確に算出することは困難である。</p>	

また、これらに加え、当該廃棄事業を行う原子力事業者は、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の輸送の都度、輸送に係る原子力損害賠償補償契約及び原子力損害賠償保険契約を締結する必要がある。

したがって、責任保険契約に係る経費を年額で「 α 」、輸送等に関する補償契約及び責任保険契約等に係る経費を年額で「 β 」とすれば、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う原子力事業者の負担は、年額換算で、 $600 \text{万円} + \alpha + \beta$ となる。

【行政費用】

行政的に生じうる費用は原子力損害賠償に係る一般的な事務手続等に要する費用のみである。これらの事務手続等については、他の多くの原子力事業者に関する原子力損害賠償に係る事務手続と合わせて処理が行われることとなり、また、当面、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う事業所の数が増えることは想定されないことから、これに係る事務手続のために追加の人員配置などの必要性はなく、追加的行政費用は殆ど生じないものと考えられる。

【社会的費用】

今回の改定は、埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定であり、社会に新たなコストを生じさせるものではない。

(略)

(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I-2-4-① 費用効果分析を用いている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	長期に使用される消費生活用品製品に係る事業者による消費者の保守サポート制度の導入 (消費生活製品安全法の経年劣化対策に係る事前評価書)
<p>5. 想定される代替案</p> <p>(代替案1) 消費者に点検義務を課す規制 自動車検査制度と同様の消費者に定期点検義務 (例えば3年毎とする) を課す制度。</p> <p>(代替案2) 民間事業者の自主的取組による点検推進 経年劣化による製品事故の未然防止のため民間事業者 (製造事業者や販売事業者等) が消費者に対して点検促進を図る取り組み。</p>	
<p>6. 規制の費用</p> <p>(改正案) 事業者による消費者の保守サポート制度: 75 億円 (略)</p> <p>① 遵守費用: 73 億円 (i) 消費者の点検に要する費用: 63 億円 (略) (ii) 製造・輸入・販売事業者等の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する費用: 10 億円 (略)</p> <p>② 行政費用: 2 億円 (i) 経年劣化製品に係る事故調査等の公表等に要する費用: 2 億円</p>	

(略)

(代替案 1) 消費者に点検義務を課す規制：1,030 億円

(略)

① 遵守費用：942 億円

(略)

(i) 消費者の点検に要する費用：942 億円

(略)

② 行政費用：88 億円

(i) 専門の点検実施者による適正な点検実施の管理に要する費用：88 億円

(略)

(代替案 2) 民間事業者の自主的取り組みによる点検促進：9 億円

① 遵守費用^{注)}：9 億円

註) 本項目は、規制の遵守費用ではなく、自主的取組による費用とする。

(i) 点検に要する費用：8 億円

(略)

(ii) 点検等の周知活動に要する費用：1 億円と仮定

② 行政費用：特になし

7. 規制の便益

○ 各制度等の規制の便益を比較するに当たり、5 年間の効果について比較を行う。

○ 前提として、改正前の経年劣化に係る重大事故発生件数を算出し、発生件数 135 件/5 年と仮定。

※10 年後の特定保守製品の残存台数 300 万台、経年劣化に起因する事故発生率を 9 PPM (PPM：百万分の一) と仮定して算出。

(改正案) 事業者による消費者の保守サポート制度：発生件数 30 件/5 年 (105 件低減)

(略)

(代替案 1) 消費者に点検義務を課す規制：発生件数 0 件/5 年 (135 件低減)

(略)

(代替案 2) 民間事業者の自主的取り組みによる点検促進：発生件数 128 件/5 年 (7 件低減)

(略)

8. 政策評価の結果

長期使用時の経年劣化による重大製品事故の未然防止対策としては、消費者にいわゆる自動車の車検制度のような公的機関への登録、定期点検 (例えば 3 年毎) 受検を義務付けた場合、未然に防止できる事故 1 件当たりのコストが過大となり社会全体の費用対便益の観点から適切でない。また、民間事業者の自主的取組による対策のみの場合は、必要となるコストは小さいが、未然に防止できる事故件数が他の案に比べ過小となり、本対策の目的である事故を未然に防止する効果が期待できない。一方、製造事業者等による消費者が行う保守サポート制度の場合は、適切な情報提供と点検の実施により、未然に防止できる事故件数、事故 1 件あたりに必要なコストとも選択肢の中で最も適当なものとなることが想定される。したがって、本改正案を選択することが妥当と評価。

(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑬ 代替案との比較を行っている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	携帯用電子機器に使用される「リチウムイオン蓄電池」の安全性確保（電気用品安全法の対象製品追加に係る事前評価書）

6 規制の費用

本試算は、期待される効果及び想定される負担について各選択肢の比較を行うために相対的な評価を行ったものであり、事故発生件数及び試算金額はあくまでも概算値である。

(略)

(1) 【現状】法規制を行わない場合（現状を放置した場合）

(想定：「7. 規制の便益」の項を参照。

年間 100 件の事故が発生、うち 10 件が重大製品事故と仮定。)

①事故報告制度を通じた回収等費用（製造・輸入事業者の負担）

* 重大製品事故発生割合が事故件数に占める割合を 10% と仮定、1 件当たりの回収費用を 10 億円と仮定。100 億円/年と仮定。

②行政の負担

なし

③消費者の負担

なし

④負担総額

製造・輸入事業者 100 億円/年と仮定。

(2) 【改正案】製造・輸入事業者に対し電気用品安全法に基づく市場出荷前規制を課す場合

(想定：「7. 規制の便益」の項を参照。

年間 100 件の事故が 100% 防止される。)

①法令遵守費用（製造・輸入事業者の負担）

14 億円/年と仮定。

* 試験設備新設費用として 20 億円（2 千万円×100 か所）と仮定し、5 年で償却するとして 4 億円/年。

* 技術基準適合性検査費用として人件費を 10 億円（5 百万円×2 人×100 か所）

* 設備費及び検査所数並びに検査人員は業界団体の積算。

③行政の負担

* 届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため特に計上しない。

④消費者の負担

ほとんどなし

⑤負担総額

製造・輸入事業者 14 億円/年と仮定。

(3) 【代替案】統一的な安全基準を定め、自主的検査に委ねた場合

(想定：「7. 規制の便益」の項を参照。30%の事故防止効果と仮定。

年間 70 件の事故が発生、うち 7 件が重大製品事故と仮定。)

①統一的な安全基準による検査実施費用（製造・輸入事業者の負担）

統一的な安全基準の適合率（受検率）を 30% と仮定。

14 億円 × 30% = 4.2 億円/年と仮定。

②事故報告制度を通じた回収等費用（製造・輸入事業者の負担）

* 重大製品事故発生割合が事故件数に占める割合を 10% と仮定、1 件当たりの回収費用を 10 億円と仮定。70 億円/年と仮定。

<p>③行政の負担 なし</p> <p>④消費者の負担 ほとんどなし</p> <p>⑤負担総額 製造・輸入事業者 74.2 億円/年と仮定。</p>
<p>7. 規制の便益</p> <p>平成 15 年度までリチウムイオン蓄電池関係事故はゼロであったが、16 年度 1 件、17 年度 5 件、18 年度 55 件と多発傾向にある。</p> <p>当該蓄電池の使用機器販売は順調に伸びており、現状を放置した場合の事故件数を年間 100 件程度と仮定する。</p> <p>(1) 【現状】 年間 100 件の事故が発生、うち 10% が重大製品事故と仮定する。</p> <p>(2) 【改正案】 現状に比べ、事故件数が 100% 減少するものと仮定する。</p> <p>(3) 【代替案】 現状に比べ、輸入割合等も踏まえ事故件数が 30% 減少するものと仮定する。</p>
<p>(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。</p>

図表 I - 2 - 4 - ⑩ レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示している例

府 省 名	国土交通省
政策評価の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法の一部を改正する法律案① (地震動及び火山現象の予報及び警報) ・ 気象業務法の一部を改正する法律案② (電気事業者が行う気象観測)
<p>施策等の概要</p> <p>以下について、気象業務法を改正する。</p> <p>① (地震動及び火山現象の予報及び警報) (略)</p> <p>② (電気事業者が行う気象観測) (略)</p> <p>その他特記すべき事項</p> <p>気象業務法の一部を改正する法律案附則第 5 条において、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定している。</p> <p>① (地震動及び火山現象の予報及び警報) (略)</p> <p>○平成 22 年度に政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を実施。</p> <p>② (電気事業者が行う気象観測) (略)</p> <p>○気象測器の検定期間 (5 年) に鑑み、規制緩和を実施した 5 年後 (平成 24 年度) に、電気事業者を対象にアンケート調査などを実施し、事後検証を行なう。</p>	

(注) 1 「政策レビュー」とは、実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する観点から行われる評価方式である。

2 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I-2-4-⑩ 一定の前提条件を置いて定量化又は金銭価値化による分析を行っている例

府 省 名	総務省
政策評価の名称	カラオケボックス等における防火安全確保対策
<p>2 規制の費用</p> <p>(1) 遵守費用</p> <p>今回新たに設置が義務付けられることとなる、延べ床面積 300 m²未満のカラオケボックス等における自動火災報知設備の設置及び維持に係る費用以下の条件の下で試算した場合、概算費用は次のとおり</p> <p>(試算条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模は延べ面積 300 m²未満で個室数 9 部屋 (感知器 15 個) と想定 ・ 警報機能付き感知器を用いた自動火災報知設備を使用することを想定し、各感知器を連動させることにより、受信機、地区音響装置の設置は不要とする ・ 点検費用の算出においては、人件費のみを計上しているため、実際には別途点検に必要な機器等に係る費用が生じることとなる ・ 人件費の算出については、技術員の直接人件費を 21,500 円 (「平成 19 年度設計業務委託等技術者単価」より) とし、そのほか「建築保全業務積算基準 (平成 15 年度版)」によったもの ・ 点検の際の感知器の電池の交換は、年間 3 個、単価 2,000 円/個と想定 ・ 今回新たに自動火災報知設備の設置が義務付けられるカラオケボックス等の数は、試算により、約 1,700 施設と想定 <p>ア 単体ベースで算出した遵守費用</p> <p>a 設置費用 機器代、消防設備土工事請負代金、届出書類作成費等 約 84~98 万円 (既存のものに設置する場合)</p> <p>b 維持費用 設置した自動火災報知設備の点検費用・感知器の交換用の電池代 約 4.1 万円/年</p> <p>イ 全国ベースで算出した遵守費用</p> <p>a 設置費用 約 142,800~166,600 万円</p> <p>b 維持費用 約 6,970 万円/年</p>	
(注) 総務省の評価書を基に当省が作成した。	

経済財政諮問会議 有識者議員提出資料 (抜粋)

- (1) 第4回経済財政諮問会議 (平成20年2月28日)
政府機能の見直しについて (有識者議員提出資料)

3 新たな事務拡大の抑制 (規制の新設プロセスの強化)

既存の事務事業をスリムにすることと同時に、新たに過剰な事務をつくることを防止することが重要である。

- (1) 昨年10月より規制を新設する際には、事前評価 (RIA) が法的に義務付けられたが、現状では、以下の問題点がある^(注)。

- ① 規制を新設する府省による自己評価のみとなっている。
- ② 事前評価書の公表のタイミングが遅い (現在は閣議決定直前)。
- ③ 定性的な評価にとどまっている。
- ④ 現在は、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局が、それぞれ法的妥当性、定員、予算の観点から審査しているが、規制政策の観点から新設が妥当かどうかについて、省庁横断的な審査は十分には行われていない。

(注) OECDによる加盟国のRIAの導入状況評価では、我が国は最下位。2005年現在、30か国中25か国で規制の新設に際し、規制により生じるコスト負担を試算するルールが導入されている。

- (2) これらの問題点を解決するために、規制の新設プロセスがどうあればいいか、規制改革会議においてご検討いただきたい。

- (2) 第10回経済財政諮問会議 (平成20年5月9日)
政府機能の見直しについて (有識者議員提出資料)

(4) 新たな事務拡大 (規制) の抑制

小さな政府を実現するためには、既存の事務・事業を見直すと同時に、新たに過剰な事務をつくることを防止することが重要である。このため、利用者の立場で既存の規制を見直す (規制改革) とともに、規制を新設する際に適切な審査をすることが必要である。

- ◆ 規制の事前評価が義務づけられたが、新設する府省による自己評価のみとなっていること、省庁横断的な審査が十分でないなどの問題があるため、規制の新設プロセスを規制改革会議で検討することとした。
- ◆ 規制改革会議において規制の新設プロセスを検討し、効果ある事前評価を実現する必要がある。

(平成20年2月28日諮問会議)

(3) 第14回経済財政諮問会議（平成20年6月10日）
規制改革の停滞は許されない（有識者議員提出資料）

2. 規制の新設プロセスの抜本的強化

- ・ 福田内閣が掲げる消費者主役の社会は、消費者の立場を重視するという意味で規制改革と目指す方向は同じであり、消費者庁の創設を歓迎したい。一部には、消費者庁の創設が不必要な規制強化につながるのではないかと懸念する声があるが、ゆめゆめそうなるてはならない。不必要・過剰な規制を徹底的に撤廃し、かつ、消費者にとって必要な規制を最小限のコストで行うことは、消費者の利便性・生活の質の向上、そして安全・安心の確保に結びつくからである。
- ・ 規制を新設する場合には、その必要性和効果を厳密に事前評価することが不可欠である。昨年10月より、規制が新設・改廃される際、各府省に規制影響分析が義務付けられた（注1）。しかし、2月28日（注2）に指摘したように、①評価の客観性・透明性、②説明責任、③規制の効果とコストの定量的分析、などの面で改善余地が大きい。総務省は各府省の事務負担にも配慮しつつ、一段の質の向上を指導すべきである。

（注1）RIA(Regulatory Impact Analysis)：行政評価法施行令の一部改正により各府省に実施が義務づけられている。

- ・ 併せて、規制の厳密な事前評価のためには、中立的な第三者によるチェックが不可欠である。米国や英国などの仕組みと比べて、わが国に欠けているのはこの点であり、第三者の評価がなければ、過剰規制の防止や規制コストの最小化が不十分になる。規制の新設・改廃の妥当性も含めて、省庁横断的に、第三者機関がチェックを行う新たな仕組みを構築すべきである。

（注2）2月28日民間議員ペーパー「政府機能の見直しについて」（抜粋）

- ①規制を新設する府省による自己評価のみとなっている。
- ②事前評価書の公表のタイミングが遅い。
- ③定性的な評価にとどまっている。
- ④現在は、規制政策の観点から新設が妥当かどうかについて、省庁横断的な審査は十分には行われていない。

- ・ 規制改革担当大臣には、事前評価を含めて規制の効果を第三者が常に分析・検証する体制について、規制改革会議と連携し具体的に検討いただき、年内に諮問会議にご提案いただきたい。